

# 岩手県災害公営住宅(被災者向け)

## 入居者募集案内

県では、災害公営住宅(東日本大震災により住宅を失い自力での住宅再建が難しい方々で、現に住宅に困窮している方々等を入居対象とする公的な賃貸住宅)の入居者を次のとおり募集します。

### 1 入居者募集期間

常時募集しています。

○募集期間の定めなくご応募いただけます。

### 2 入居申込みの方法

必要事項を記入した申込書等を(一財)岩手県建築住宅センターまでご郵送ください。

提出書類：申込書

り災証明書の写し

○申込書は一般財団法人岩手県建築住宅センターのホームページからもダウンロードできます。( <http://www.ikjc.or.jp/> )

※応募の際に部屋番号、棟、階数を指定して希望することはできません。

※申込書受付後の内容の変更はできません。

※申込書は返送いたしませんので、御了承願います。

#### < お申込み・お問い合わせ先 >

(県営住宅指定管理者) 一般財団法人岩手県建築住宅センター

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 アイーナ2階

(土日休日を除く 8:30~17:15) ☎019-623-4414

### 3 申込資格(入居資格)

次の1から5の全ての要件を満たしていることが必要です。

災害公営住宅の入居者資格	
1	次のいずれかを満たす者であること。 ① 東日本大震災により住宅を滅失した者（全壊、全焼、全流出又は大規模半壊・半壊であって解体を余儀なくされた者） ※入居資格審査の際に罹災証明書の写し等、証明できる書類の提出を求めます。 ② 震災により住宅の損傷の程度が一部損壊であって、修繕や補修では住宅の機能を回復することができないとされ解体を余儀なくされた者 ※入居資格審査の際に罹災証明書の写し等、証明できる書類の提出を求めます。 ③ 震災により賃借した住宅の損傷を契機として、自己都合によらずに退去せざるを得なくなり住宅を失った者 ※入居資格審査の際に賃借した住宅から自己都合によらず退去したことを証明できる書類の提出を求めます。 ④ 震災の復興に伴い実施される国で定める事業（都市計画事業など）の実施に伴い移転を余儀なくされた者 ※入居資格審査の際に国で定める事業により自己の所有する住宅の移転を余儀なくされたことを証明できる書類の提出を求めます。
2	現に住宅に困窮していることが明らかであること。 ※入居資格審査の際に現に住宅に困窮していることを証する書類の提出を求めます。
3	暴力団員が申込世帯にいないこと。 ※入居資格審査の際に岩手県警察本部に照会します。
4	県営住宅の明渡し処分から2年経過し、かつ、家賃等滞納債務がないこと。
5	市町村で実施している住宅再建に係る補助金の交付決定を受けていないこと。 ※補助金の例 ・宮古市：宮古市被災者すまいの再建促進事業など ※入居資格審査の際に、各市町村に照会します。

※ 申込みに当たり1①、1②又は1④に該当する場合であって被災した住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊の方は、申込時点で住宅を解体していることが必要となります。

(入居資格審査の際にがれき事業等の解体証明の写しの提出を求めます。)

※ 申込みに当たり、月収（公営住宅法施行令で定める収入月額）が158,000円以下（世帯全員が60歳以上又は高校生程度の子がいる場合、障がいがある方がいる場合等は214,000円以下）であることが必要となります。

※ 1④に該当の国で定める事業は次のとおりです。

ア 都市計画事業

イ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業

ウ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条第2項に規定する集団移転促進事業

エ 住宅地区改良法第2条第1項に規定する住宅地区改良事業

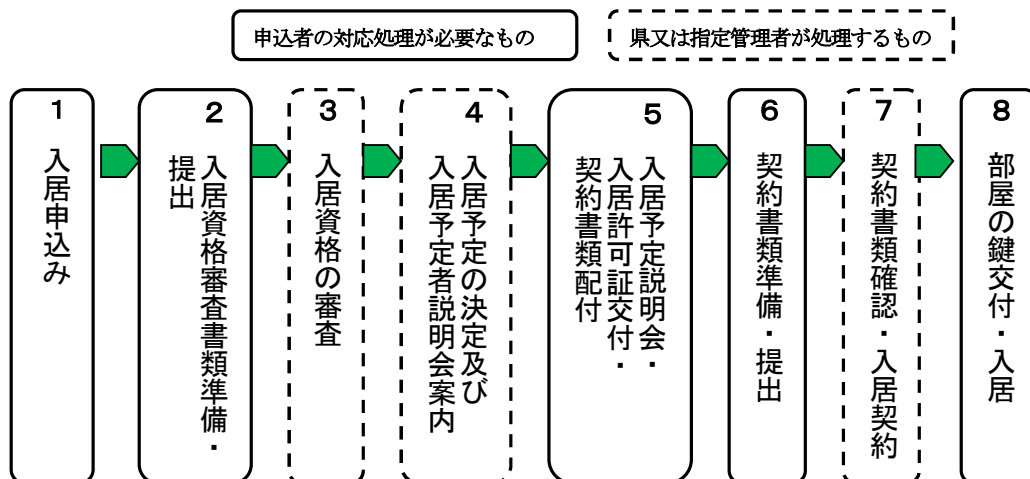
オ 国又は地方公共団体の補助を受けて実施される住宅市街地の開発整備に関する事業（ア～エに掲げるものを除く。）で当該事業に係る施行地区の面積が 2,000 m<sup>2</sup> 以上であるもの

カ 地方公共団体又は地方住宅供給公社が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う住宅の建設に関する事業

キ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に関する法律による賃貸住宅の建設の事業その他国又は地方公共団体の補助を受けて実施される賃貸住宅の建設の事業で当該賃貸住宅の戸数が 50 戸以上であるもの

※ 防災集団移転促進事業などによる高台団地を申し込む場合は、申込みできません。

## 4 申込み～入居までの流れ



### 1 入居申込み

#### (1) 注意事項

次のような場合の申込みは無効とします。

- ・重複して申込みした場合。（申込みは1世帯1部屋です。）
- ・申込書に事実と異なる記載をした場合。
- ・指定様式以外で申込みした場合。

#### (2) 部屋の割当てについて

複数の部屋が空いている場合は、下の階及びエレベーターに近い部屋から順に仮決定とします。

## **2 入居資格審査書類準備・提出**

1 (1)により申込みを受付、1 (2)により仮決定された方は、入居資格審査を行いますので必要な書類を御準備いただき、期日までに提出していただきます。

## **3 入居資格の審査**

入居資格審査に必要な書類を提出いただき、資格審査を行います。

審査の結果、入居資格のない方は失格となりますので、ご注意願います。

## **4 入居予定者決定及び説明会案内の通知**

入居資格審査の結果、資格があるとされた方については、入居予定者の決定通知と併せて入居説明会の案内を郵送します。

## **5 入居説明会・入居許可証交付（家賃決定）・契約書類配布**

入居に関する様々な事項について説明します。また、入居許可証を交付し家賃を決定します。

そのほか入居契約に必要な書類を配布しますので、所定の期日までに提出していただきます。

## **6 入居契約書類準備**

入居予定者の方は、所定の期日までに入居契約に必要な書類を御準備の上、提出していただきます。

## **7 契約書類確認**

県において必要事項の記名押印、書類の提出を確認した上で契約します。

## **8 部屋の鍵の交付・入居**

県で指定する日に部屋の鍵を交付します。

入居は鍵の交付後、県で指定する期日（概ね1か月以内）までに入居していただきます。

## 5 その他 入居申込みに当たっての注意事項

- ・災害公営住宅入居後に他の災害公営住宅への転居はできません。
- ・連帯保証人を立てていただくか、または、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結していただきます。
- ・敷金（家賃の3か月分）は、免除となります。
- ・**駐車場**（月額1,300～1,600円/台程度）については、空きがあれば使用できます。空き状況や応募状況により、抽選する場合がありますので、詳しくは**申込書受付窓口・問い合わせ先**にお尋ねください。
- ・入居に伴い発生するその他費用として、共益費、光熱水費、日常の費用（軽微な修繕含む。）などが発生します。
- ・災害公営住宅の日常の維持管理は、入居者の方に行っていただきます。
- ・災害公営住宅の環境保持及び団体生活の指導等のため、入居者の中から住宅管理人を委嘱（共益費の徴収や県との連絡役など）しますので、御協力をお願いします。
- ・**今回募集する住宅では、ペット飼育「可」以外の住宅では、ペットは飼育できません。**（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。）
- ・災害公営住宅を退去する際には、畳・ふすまの張替えやタバコ等の入居者の責に起因するものなど、入居者の負担で原状回復を行っていただきます。
- ・災害公営住宅を含む公営住宅は、制度上、収入超過者や高額所得者に該当する入居者の方は割り増し家賃を支払うこととなります。

また、高額所得者に該当する方は、住宅の明け渡し義務が生じる制度となっております。

①収入超過者	入居後3年を経過した世帯で、月収（公営住宅法施行令で定める収入月額）が15万8千円（高齢者・障がい者等世帯は21万4千円）を超える場合
②高額所得者	入居後5年経過した世帯で、最近2年間の月収（公営住宅法施行令で定める収入月額）が31万3千円を超える場合

- ・その他取扱いは、基本的に従来の県営住宅の取扱いと同じとなります。（県のホームページ(<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/kenei/1010257.html>)で御案内しておりますので、御参照願います。

## 6 間取りと申込可能世帯人数

間取りにより、申込可能な世帯人数等に制限がありますので御注意ください。

間 取 り	申 込 可 能 世 帯 人 数
1DK	単身又は2人世帯
2DK	人数制限なし
3DK	人数制限なし
1DK車いす対応	<b>単身又は2人世帯</b> 車いすを使用しない世帯も申込みすることができます。 ただし、車いす使用者用の設備となっている住戸である(1DKより家賃が高くなる)ことを了承した上での申込みとなります。
2DK車いす対応	人数制限なし 車いすを使用しない世帯も申込みすることができます。 ただし、車いす使用者用の設備となっている住戸である(2DKより家賃が高くなる)ことを了承した上での申込みとなります。

## 7 家賃について

家賃は、入居者全員の収入、部屋の広さ、立地条件等から算出され、毎年収入などに応じて改定されます。

各間取りの1年目の家賃の目安は次のとおりです。**(家賃は団地によって異なります。)**

【家賃の目安(東日本大震災特別家賃低減事業適用後)】

(単位:円)

公営住宅法施行令で定める収入月額	1DK	2DK	3DK	1DK車いす対応	2DK車いす対応	備考
0	5,100	6,700	7,800	6,500	7,200	東日本大震災に伴う家賃の特別低減措置(竣工後10年間のみ) ※6年目以降は段階的に特別低減措置が縮小されます。
1～40,000	8,700	11,400	13,200	11,000	12,200	
40,001～60,000	12,200	16,100	18,600	15,400	17,200	
60,001～80,000	15,800	20,700	24,000	19,900	22,200	
80,001～104,000	16,700	21,900	25,400	21,100	23,500	
104,001～123,000	19,300	25,300	29,300	24,400	27,200	
123,001～139,000	22,100	29,000	33,500	27,900	31,100	
139,001～158,000	24,900	32,700	37,800	31,400	35,000	
158,001～186,000	28,500	37,400	43,200	35,900	40,000	
186,001～214,000	32,900	43,100	49,900	41,400	46,200	

県では、**従来から**行っている**低所得者向けの減免措置があり**、当該減免措置を適用した方が、東日本大震災特別家賃低減事業により算定した家賃よりも低い家賃となる場合には、当該減免措置を適用することができます。この場合は**別途、手続きが必要**となります。詳しくは**最寄りの県広域振興局土木部又は土木センターへ問い合わせ**ください。

収入 + ※政令月収算定対象外の収入 = **69千円/月以下の場合、減免措置**(1割～9割)

※収入算定対象外の収入：障害年金、遺族年金、児童扶養手当、児童手当などの課税対象とならない収入。退職一時金、不動産譲渡などの一時的な収入。

なお、**生活保護費を受給している場合は、減免措置は適用されません。**

【家賃の目安(県の従来からの減免措置適用後)】

(単位:円)

収入月額	1DK	2DK	3DK	1DK車いす対応	2DK車いす対応	備考
0	1,670	2,190	2,540	2,110	2,350	9割減免
1～17,250	5,010	6,570	7,620	6,330	7,050	7割減免
17,251～34,500	8,350	10,950	12,700	10,550	11,750	5割減免
34,501～51,750	11,690	15,330	17,780	14,770	16,450	3割減免
51,751～69,000	15,030	19,710	22,860	18,990	21,150	1割減免